コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　EARLY AGE CO.,Ltd

最終更新日：2017年1月30日
株式会社アールエイジ
代表取締役　向井山　達也
問合せ先：管理本部長兼情報管理部長　佐藤　貴子
証券コード：3248
http://www.early-age.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスを株主に対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能として、また意思決定における透明性、公平性を確保した経営を行うための経営統治機能と位置づけております。
今後も当社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、持続的かつ堅実な成長に繋げ、企業価値を高め、ステークホルダーの皆さまから信頼され、期待され続ける企業価値の向上をグループ一丸となって行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は基本原則全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
向井山　達也	1,100,000	34.58
有限会社BHAGコーポレーション	950,000	29.86
笠原　賢一	62,200	1.95
永末　明紀	58,500	1.83
株式会社SBI証券	56,500	1.77
田島　基拡	46,000	1.44
日本証券金融株式会社	39,900	1.25
河内　秀光	39,500	1.24
若杉　精三郎	26,800	0.84
梶山　雄貴	26,000	0.81

支配株主（親会社を除く）の有無	向井山　達也
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役向井山達也は当社の議決権の過半数を所有する支配株主にあたります。
当社と支配株主の取引は報告日現在において行われておりません。
なお、当社は少数株主保護のため、支配株主との取引が発生する場合は、一般の取引条件と同様の適正な条件による取引を基本方針とし、法令に準拠した手続きを実施し、その妥当性については当社取締役会において審議の上取締役会決議をもって決定致します。
また、監査役会（3名）は支配株主を含めた取締役全員に「取締役業務執行確認書」の提出を求め、当該事項において確認を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期・年度決算に際して監査法人とミーティングを行い、会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査実施状況等についての情報の交換、共有化を行い相互に連携して監査を実施しております。内部監査人は監査役に対し内部監査実施状況を報告するとともに会社の内部統制の状況についての意見交換を行っております。また、監査役は必要に応じて内部監査部門に対して助言すること等により連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野　彰博	他の会社の出身者													
櫻井　浩昭	他の会社の出身者													
大山　亨	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野　彰博	○	――	銀行の副支店長および上場会社の監査役としての幅広い知識や実務経験を、当社の監査体制の強化に活かして頂くために選任しております。また、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立した立場からの監査という役割及び機能は十分に確保されていると考えております。このため独立役員として選任しております。
櫻井　浩昭		株式会社ストラテジック 代表取締役	人材コンサルティング会社を経営しておりその豊富な知識、経験等から経営活動を監視していただくために選任したものです。
大山　亨		株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 ウィンテスト株式会社 監査役 フィンテック グローバル株式会社 監査役	上場コンサルタントとして長年株式公開指導に当っており、また複数の上場企業の社外監査役としての実績を積んでおられることから、その経験と見識を監査を通して当社の事業の適性化に生かしていただくために選任したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高める為、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの取締役、監査役、及び従業員に対して当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書（事業報告書）に取締役の年間報酬総額を開示しております。個別報酬額の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別での記載しておりません。役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役のそれぞれの報酬の限度額を決議しております。役員個人の報酬額は、取締役については取締役会において、監査役については監査役会において決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では社外監査役のサポートの担当部署等は置いておりませんが、管理本部を中心に随時サポートする体制を取っております。また非常勤監査役の2名のサポート体制については経営企画室にて取締役会の決議事項の事前説明を行い、取締役会の意見交換及び決議が円滑にできるような体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役会】
当社の取締役会は、6名以内とする旨定款で定めており、報告日現在5名の取締役が選任されております。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、必要に応じて部門長もオブザーバーとして出席することで、業務執行状況の報告機能を強化し、経営の迅速な意思疎通や意思確認を行っております。
【監査役、監査役会】
当社は監査役会制度を採用しており、監査役は3名であり、全員が社外監査役であります。当社は会社法上の大会社には該当しませんが、監査役間での連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、監査役会を設置しております。監査役会は毎月1回開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間のコミュニケーションを図るべく、協議・報告を行っております。また、監査法人並びに内部監査室と緊密に連携の上、経営監視、内部統制、会計監査が一体として機能する体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は10月であり、元々株主総会が集中しない決算期となっております。
その他	駅から近く、利便性の良い総会開催場所を選ぶ、また総会会場を変更しない等、株主に負担の少ない設定を実施致します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績開示、有価証券報告書、投資家向け説明会資料等の掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して開示すべき情報について、ディスクロージャーポリシーの基本方針に基づき、ホームページ等も活用しながらタイムリーディスクローズを実施しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システム構築の基本方針】

下記のとおり、取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。
(2)取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。
(3)取締役の職務の執行状況は「監査役監査規程」に基づき、監査役の監査を受ける。内部監査室は内部監査においてコンプライアンスの遵守状況を確認する。
(4)職務執行において法令等との適合性に常に留意し、疑義がある場合は適宜外部の専門家の意見を聴取し、その適正化に努める。
(5)「コンプライアンス規程」に定めるとおり、法令違反が疑わしい事例の報告がなされた場合、速やかに事実関係を確認し適切な処置を取るとともに、その報告者が不利益を被ることがないように最大限の配慮を行う。

2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会議事録、各種稟議書・決裁書など取締役及び使用人の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び「文書管理規程」等社内規程に基づき適切に保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)各部署の業務に付随するリスクについては各部署で対応する。
(2)組織横断的リスクに関しては関係部署から取締役に報告の上、取締役会において速やかに対応を図る。
(3)リスク管理のうち個人情報管理については、「個人情報保護管理規程」に基づき適切に管理する。職務に関する未公表の内部情報に関しては「インサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー取引防止、情報漏洩防止、ならびに会社情報の適切な開示に努める。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)毎月一回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(2)取締役は、社内の重要会議に出席し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会付議事項の事前検討を行う。
(3)取締役会においては、月次予算及び業務計画の達成状況を確認し、日常業務の問題点の把握と改善をその責任において行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に当該使用人に関する事項
(1)監査役が監査役協議会の決定として監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を設置する。
(2)監査役補助者の指揮命令権は監査役が有し、取締役会の指揮命令は受けないものとする。監査役補助者の選任・解任・人事異動は監査役の同意を得た上で取締役会が決定する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、法定事項のほか、下記の事項を遅滞無く監査役に報告する。
全社的に影響を及ぼす重要事項
内部監査室が行う内部監査の結果
監査法人等の外部監査における重要事項
(2)監査役は取締役会を始めとする会議に出席し、業務報告を受ける。
(3)監査役が各部署に監査に訪れた時は、各責任者は積極的に監査に協力しなければならない。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会、部署毎の会議その他あらゆる場面に出席することが出来る。
(2)監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上・経営上の重要課題等についてヒアリングする。
(3)監査役は、監査法人、内部監査室と定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた取り組み】

当社における反社会的勢力排除に向けた取り組みは以下のとおりであります。

(1)当社はコンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、「コンプライアンス規程」の一項目に暴力団を始めとする反社会的勢力の排除を定め、全役職員の行動規範とする。
(2)反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本とする。新規継続的取引を開始する場合には信用調査と併せて反社会的勢力と関係が無いことを必ず確認する。
(3)所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、万が一不当要求があった場合の体制を日常的に整備する。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧下さい。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

